

基準総則・

市街地部会

新型コロナウイルス感染症拡大に対応する施設の建築等

法第 85 条第 2 項、法第 87 条の 3 第 2 項

**新型コロナウイルス感染症の対策に伴い設置される施設に対する建築基準法第 85 条及び法第 87 条の 3 の適用**

令和 2 年 書面合意

新型コロナウイルス感染症拡大に対応する施設の建築等における建築基準法の適用について

新型コロナウイルス感染症（COVID-19）への対応により応急的に設置される医療施設、検査所等については、建築又は用途変更を行う者が公的機関・民間機関に関わらず、建築基準法第 85 条第 2 項の公益上必要な用途に供する応急仮設建築物、又は建築基準法第 87 条の 3 第 2 項の公益的建築物に該当するものとして取扱うこととする。